神栖市AED(自動体外式除細動器)賃貸借仕様書

１　件　名　　　神栖市AED(自動体外式除細動器)賃貸借

２　設置期間　　平成２６年９月１日から平成３１年８月３１日まで【５年間】

３　納入期限　　平成２６年８月３１日まで

４　契約台数　　AED５７台，AED収納スタンド１８台
【内訳】　市内コンビニエンスストア設置用５５台，予備　２台
スタンド型AED収納ケース　１８台

５　機器等仕様
５－１　AED(自動体外除細動器)本体

【製品名】日本光電工業株式会社　カルジオライフ　AED-2150
（医療機器承認番号：22400BZX00044000）

①医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
また，非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
②二相性波形除細動器であること。
③救急蘇生法ガイドライン2010に準拠した機種であること。
④毎日AED本体・電極パッド・バッテリーについてのセルフテストを行い，AED使用可否について点検が可能であること。
⑤電気ショックが必要と判断した後，被使用者の心電図波形の変化により電気ショックが不要となった場合に電気ショックの自動キャンセル機能を有すること。
⑥切換スイッチ等により，小児・成人モードの変更ができること。
⑦AEDの操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能に加え，液晶画面によりイラストと文字で手順を指示する機能を有し，訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
⑧AED使用時の心電図データ等が保存可能な媒体を標準装備すること。
⑨防水・防塵性は固形物及び水に対する保護等級であるIP55を有していること。
⑩「薬事法上，添付が求められている文書」及び「取扱説明書」において，AED本体のインジケータランプの目視による点検以外の定期点検を求めている場合については，受注者又は販売業者等が無償で実施するものとする。
⑪AEDが正常に使用可能であることについて，リモート監視機能またはその他の方法で確認し，異常があった場合は発注者に報告すること。

５－２　AED 付属品（AED 本体１台につき）

※緊急時にパッド等付属品を実際に使用した場合は，無償にて提供すること。

(1)電極パッド：２組

・薬事法上の承認を得たものであること。

・成人・小児兼用であること。

(2)バッテリー：１個

・メンテナンス不要な電池パックであること。　※充電式不可

・通常保管状態で４年以上の有効期限を有すること。

(3)救急セット：１組

（内容）タオル，衣服切除用はさみ，剃刀，人工呼吸補助用具，感染防御用手袋　等

(4)収納用バッグ：１個

・本体の保護及び救急セットを一体で収納できるものであること。

・そのまま屋外等への搬出が可能であること。

(5)その他：機器の取り扱い等に関する説明書他，機器の取扱いや保管に必要なもの

５－３　AED スタンド型収納ケース（自立型）

・アンカーボルト等による床面固定が不要で，自立して使用できること。

・電源等，設置箇所における工事，配線等が不要であること。

・救命の手順，AED 異常時や持出時等の問合先（コールセンターの電話番号）等が記載されていること。　（※【１０ 問合先確保】を参照）

【基準品】日本光電製　AED スタンド型収納ケース　YZ-038H9

※同等品の場合は，ＥメールＸはＦＡＸにてカタログ等提示のうえ，質問締切日までに，必ず質問をあげること。

５－４　AED 遠隔監視システム

①24 時間 365 日，遠隔で自動監視が可能なこと。

②本契約による全ての AED を一元管理する機能を有すること。
また，AED を追加導入した場合も一元管理できること。

③AED のセルフテスト機能による配信結果を履歴として保存できる機能を有すること。

④AED 本体・バッテリー・除細動パッド等に異常を検知した際に，メール及び WEB で通知する機能を有すること。なお，メール通知先として，１０箇所以上のメールアドレスを指定できること。

⑤システム導入に際して，設置箇所の電源使用及び電源工事が不要であること。

５－５　AED 設置表示ステッカー　　６０枚（店舗配布用５５枚，予備５枚）

・サイズは，縦 15cm×横 16cm とする。

・AED 設置施設であることを示すもの。
・【神栖市】の文字を表示していること。
※デザインは,発注者と協議のうえ，決定すること。

５－６　ラミネート製 AED 操作ガイド　６０枚（店舗配布用５５枚，予備５枚）
・市民が初見で AED を安心して操作できるように，ひと目で AED の使用手順が分かるようなもの。
・【神栖市】の文字を表示していること。（簡易に表示が取れないものとする。）
・サイズは AED 収納用バッグに入る大きさであること。（目安：18cm×22cm）
※デザインは,発注者と協議のうえ，決定すること。

６　設置場所　　市内コンビニエンスストア各店舗（別紙「神栖市内コンビニエンスストア AED 設置予定店舗一覧」のとおり）及び神栖市健康増進課

７　機器の設置　　AED 機器設置にかかる費用は受注者の負担とし，納入期限までに仕様書に明記された全ての物品等について納品ができる状態を整えるものとする。
なお機器の設置については，受注者は発注者と協議のうえ，設置計画を作成するものとし，発注者は設置場所と設置時期について調整するものとする。

８　電源の使用　　AED の設置に際し，電源の使用及び電源工事は不可とする。

９　機器の撤去　　受注者は，AED の契約期間が満了する１４日前までに撤去計画を発注者に提出し，発注者と協議のうえ，撤去するものとする。この場合における機器の撤去費用は受注者の負担とする。
また，契約期間中において発注者から撤去要請の連絡を受けた際は，日程や撤去後の保管場所等について協議のうえ，すみやかに撤去するものとする。この場合における機器の撤去費用は受注者の負担とするが，当該撤去機器の賃貸借契約は契約終了日まで継続するものとする。

１０　問合先確保　　２４時間３６５日対応可能なコールセンターを有し,AED 使用者，発注者及び AED 設置場所に関与する者が，AED に関する不明点や動作の異常を発見した時，AED 持出時など，質問回答等の対応が可能な体制を確保すること。

１１　入札額　　入札額には，賃貸借料のほか，本契約に係る機器・物品等の搬出入，設置，AED 遠隔監視システム導入，各種設定等に要する費用を全て含

めた５年間分の金額を記載すること。
（ただし，消費税相当額は除く）

１２　支払条件　　年度毎払い（全６回）

AED 賃貸借料金（以下「賃借料」という。）の支払額は，１か月間（月の初日から末日までを言う。以下同じ。）の額に，契約期間内における各年度の契約期間月数（初年度が７月，最終年度が５月，それ以外が１２月）を乗じ，さらに１００分の８を乗じて得た額とする。

賃借料は，受注者が契約締結年度においては契約締結開始月に，契約締結翌年度以降は各年度開始月に，発注者の指定する方法で請求し，発注者は請求日から３０日以内に支払うものとする。

１３　保証等

(1)　保証期間は，納入日から賃貸借契約満了日までとし，保証期間中における障害の対応及び故障・盗難・破損(故意及び使用者の重過失，天災等は除く)等による機器の交換・修繕等については，追加料金なしで実施すること。

(2)　消耗品（除細動パッド・本体バッテリー）の経年経過による定期交換については，受注者において交換時期を管理するものとし，交換時期が到来した場合は遅滞なく無償で，設置場所に出向いて代替品と交換すること。また，設置場所及び発注者においても消耗品の交換時期がわかるような措置を講ずること。

①除細動パッド：導入 20 ヵ月後及び 40 ヶ月後

②本体バッテリー：導入 40 ヵ月後

(3)　AED を実際に使用した後の再設置及びセットアップ等に必要な消耗品の交換及び作業等を全て追加料金なしで実施すること。

(4)　その他の消耗品（AED 設置表示ステッカー等）についても，経年劣化等により設置店舗及び発注者等から交換の依頼があった場合は，それらを全て追加料金なしで実施すること。

(5)　契約期間中において，日本蘇生協会に基づくガイドライン等の変更があった場合には，設置場所及び発注者に情報提供を行い，必要に応じて AED 本体のシステム修理・設定変更等を追加料金なしで実施すること。

１４　予算の減額又は削除に伴う解除等

(1)　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合，発注者は契約を変更又は解除することができる。

(2)　受注者は，前項の規定により契約を変更又は解除された場合に損害が生じたときは，発注者にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は，発注者及び受注者の協議により定める。

１５　損害賠償

(1)　受注者は，設置機器に対して，動産総合保険を掛けるものとする。

(2)　受注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は，受注者の負担において損害の程度に応じ，当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替え品の設置の対応をするものとする。

(3)　発注者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は，受注者は損害の程度に応じ，当該物件の修繕または残存賃借料の免除及び代替え品の設置の対応をするものとする。この場合の費用は，動産総合保険の保険金で充当し，なお保険で対応できない費用があれば，受注者は発注者に請求できるものとする。ただし，代替え品の賃借料は損害物件の残存賃借料を上回らないものとする。

(4)　発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により，設置機器に損害が生じた場合における当該設置機器の修繕または残存賃借料の免除，違約金及び代替え品設置に係る費用の負担は，動産総合保険の取り扱いも含めて双方の協議とする。

１６　契約の解除

重大な瑕疵等，受注者の責めに帰すべき事由により，本事業の正常な実施が困難であると判断された場合は，発注者は契約を解除することができる。

１７　その他

(1)　受注者は契約期間内において, AED を常時正常に使用できる体制を整えること。

(2)　受注者は，高度管理医療機器等賃借業の許可を得ていること。

(3)　AED を使用し，発注者または設置場所に従事する者から連絡を受けたときは，速やかに発注者が保管する AED 予備機器を配置すること。

(4)　機器の納入及び検査については，発注者と事前に日程等を調整すること。

(5)　機器の撤去については，発注者からの依頼があった場合に実施するものとし，その日程等については事前に調整すること。

(6)　当仕様書において，受注者のみの対応が困難な事項がある場合は，高度管理医療機器等販売業の許可を得ている販売業者等と協力して行うこと。

(7)　当仕様書に定めのない事項については, 事前に発注者と協議し, 決定すること。